平成２９年（フ）第９９６号
千葉市若葉区千城台北３丁目９－６　ハイムベルツリー202号、住民票上の住所千葉市若葉区千城台西１丁目23番４号
債務者　長山　健史
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０００号
千葉市稲毛区長沼町262番地　エグゼ稲毛312号
債務者　安達麻依子（旧姓丹）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１８号
千葉県市川市鬼高４丁目７番６－1304号
債務者　斎藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１９号
千葉県船橋市二和西４丁目36番16号　ヴィラセゾン二和203号
債務者　鈴木　朋子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３４号
千葉市稲毛区園生町972番地４　笠川荘12号
債務者　笠川美江子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３９号
千葉県八千代市高津1499番地２
債務者　星野ひかる
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４２号
千葉市花見川区幕張町２丁目1010番地18　ドーンドリーム201号、住民票上の住所千葉市花見川区幕張町２丁目1010番地18　小川コーポ201号
債務者　山下　雄太
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９２号
千葉市中央区仁戸名町638番地５　中澤ハイツ101号
債務者　村岡　弘美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５８号
川崎市多摩区菅仙谷３丁目10番６－１号
債務者　立野　翔子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４４号
川崎市多摩区西生田２丁目９番６号　パーシモンヒルズ　102
債務者　丸山　　悟
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目７番10号
債務者　和田　芳暁
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
川崎市川崎区小田３丁目８番９号　202、前住所川崎市川崎区四谷下町25番５－514号
債務者　江戸富美男
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８１号
川崎市川崎区江川２丁目18番７号　Ｙ＆Ｙ江川　202、前住所東京都新宿区西早稲田１丁目21番１号　更新寮
債務者　二見　伸治
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
川崎市高津区久末311番地　久末住宅　10号棟509
債務者　岡本　清美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０１号
川崎市高津区溝口３丁目25番６号　リバーハイツ今井201
債務者　小向　優子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０５号
川崎市川崎区渡田向町７番４－101号　マルトミ渡田
債務者　岩田サアリ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係